

枚方市カラス対策ネット等購入補助金交付要綱

令和 6 年 5 月 22 日制定
枚 方 市 要 綱 第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市カラス対策ネット等購入補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、カラス対策ネット等を設置する個人又は団体に交付することにより、ごみ置場周辺の美化を図ることとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ置場 市の一般ごみの収集日に合わせて近隣に居住する世帯がごみを集積しておく場所をいう。
- (2) カラス対策ネット等 ごみ置場に集積されたごみがカラス等により散乱させられる被害を防止するために設置する網その他ごみ置場に集積されたごみの散乱を防止するために設置する網をいう。ただし、箱型の網にあつては、次に掲げる要件を満たすものに限る。
 - イ 前面及び上部が開くこと。
 - ロ 高さがおおむね75センチメートル以下であること。
 - ハ 折畳み式その他移動が可能なものであること。

(補助金の交付の対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となるものは、カラス対策ネット等を設置する個人又は団体とする。

(補助対象行為)

第 5 条 補助金の交付の対象となる行為は、カラス対策ネット等の購入及びごみ置場（補助金の交付を受けてカラス対策ネット等を設置したことがないごみ置場に限る。）への設置とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、設置するカラス対策ネット等 1 個当たり、1 万円を限度とし、その本体価格に 3 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第 7 条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、14 日間とする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市カラス対策箱型ネット購入費補助金交付要綱（平成29年枚方市要綱第49号）は、廃止する。